

## 手倉橋ずい道 全面通行止め期間延長のお知らせ

県道浅水南部線手倉橋ずい道は老朽化のため平成30年12月より補修工事を実施しているところですが、施工中にトンネル上部に空洞が見つかり、追加工事が必要となったことから、通行止め期間を延長することとなりました。

迂回路については下記に示す経路にて通行をお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、御理解と御協力の程よろしくをお願いいたします。



**全面通行止め期間 : 令和2年3月末まで**

※工事の進捗により、規制期間が前後する可能性があります。

お問い合わせ先 : 三八地域県民局地域整備部 道路施設課 0178-27-5191